

平成28年度 第7回 宮城県大規模小売店舗立地専門委員会 会議録要旨

日 時 : 平成29年1月30日(月) 午後2時から午前4時まで
場 所 : 宮城県庁行政庁舎9階 第一会議室
出席者 : 資料参加者名簿のとおり

1 開会

2 議事

(1) 大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について

事務局

※届出状況, イオン古川店について

資料1, 資料1-Aに基づき説明

江成委員長

審議の要否についての検討ですが, いかがでしょうか。

徳永委員

今回台数は変えていないということなので, いいような気がします。審議とは別になりますが, コミュニティバスを駐車場内に入れられないかと大崎市と店で協議しています。その際に, 駐車場の通路が手狭でバスが回しにくくて, バス停を作る適地が見つからないという問題があります。こういう状況であれば, いっそ区画を引き直すというのを考えたほうが良いのではないかと思います。ただそれをこの審議でやるという問題でもないと思うので。

県から指導のような形で, 大崎市とよく協議して検討してもらえないかと伝えていただきたい。駐車場を縮小する前の台数に余裕がある状態で, 区画線の引き直し作業をやってもらえればいいと思いますが, この届出書を見ると, もう変更は終わっているような書き方ですね。

事務局

届出上はそうなっていますが, 実際に変更するのは二月上旬から中旬にかけての予定と聞いています。

徳永委員

屋上も臨時スペースとして使えるので, 届出箇所を使わなくても, 部分毎に引き直せるのではないかと思います。実際バスを通すには, 通路が狭くて曲がりくねって

て、バスが通りにくいという指摘があります。結果的にバス停を店舗出入口から離れたところにしか作りようがないという話をしています。

事務局

大崎市と店の意見交換は何度も行われているのですか。

徳永委員

店長とは協議しているようですが、店長と届出者は連携がとれているのかよく分からない感じがします。前回縮小する届出も店長さんはあまり知らなかったような話をしていました。

江成委員長

バスはどこを通る予定ですか。

徳永委員

おそらく出入口3から入ってきて、最初の横断歩道、通路が狭くなる場所、このあたりが食品売場の入口なので一番いいかなと思っているのですが、ここにバスを止められると狭くなって通行できません。次が南側の屋外売場がある場所の身障者用スペースがほぼ並んでいる場所、ここが次の出入口としては適地なんですけど、ここも身障者スペースの上には置けないので、結果的にどこかというところ、ここから出口1に向かっている、まっすぐな場所ですね、この辺に置くしかないという話をしています。それにしても駅方面が左上からですから、出入口3か2から入ってきて、駐車場内をかなりジグザグに走行しないとそこまで辿り着けない。ちょっと使い勝手が悪い。なのでこの際、そこを根本的に見直してはどうですかと言えないのでしょうか。

事務局

バスを通すというのはいつごろまでに決めるのですか。

徳永委員

そんなに期限を切ってということではないと思います。

事務局

大店立地法上では現状より駐車台数を減らすということがメインです。隔地駐車場の出入口の位置が変わりますけれど、意見は出ないと思います。今のスケジュール感だと春までに1回は、隔地駐車場の返還などで現地を変えなくてはいけないと思います。

徳永委員

中の区画を変えるというのは、届出上はどのようなのですか。

事務局

台数が変わらなければ届出は不要です。

牧野委員

バスというのはイオンのバスですか。

徳永委員

市が回しているコミュニティバスです。去年から都心循環バスを通し始めたのですが、せっかくであれば高齢者の方が買い物の利便性がいいように、外側の道路上ではなく、玄関先にバス停を作ればいいなと検討しているところです。

事務局

今の話は、直接意見を言うべき大店立地法上の内容ではありませんが、徳永委員の話を受けて、大崎市のコミュニティバスの運行について区画の見直しなどについて附帯意見という形で付けられると思います。

徳永委員

そういう内容を担当者に口頭で伝えるということでもいいような気はします。

事務局

もし審議なしであれば、県の担当から伝え、意見を出すときに附帯意見にするかどうかまたご相談するという形にはできます。

徳永委員

市町村からの意見は法手続きのスケジュールだと5月22日が提出期限と書いてありますが、市町村からも意見をもらうことになるのですか。

事務局

市町村へ意見を照会しますが、市町村がそれを意見として出してくるかどうかは分かりません。大店立地法で直接見る部分ではないので、出してこないかもしれません。

徳永委員

そこをあえて市町村から意見として出してもらうように働きかけてもいいのですが。

事務局

こちらから市役所にそのように話を伝えられると思います。

徳永委員

市の大店立地法の担当課はコミュニティバスの担当課と違いますよね。バスはまちづくり推進課で検討している。その担当者でイオンである程度の話し合いはしていると思います。

江成委員長

せっかくですから、まちづくりにプラスになるように、ここでできる仕向けをやれたらと思います。

今日は審議するかどうかを決める案件ですので、今の問題提起を受けて審議案件にするということで取り扱って、どこまで審議にするか、どういう内容を審議するかというのは、今までとは違う取扱いになると思いますが、審議案件にしておいた方が、県の意見をまとめる際によいのではないかという気がします。

徳永委員

先ほど話がありましたが、工事に間に合わないと言支障が出るということがありますか。2月の始めということでしたよね。

おそらく工事は隔地駐車場の出入口関係ですよね。そこは先行してやっていただいでかまわないかと思ひます。

事務局

もともと8か月制限がかからない変更事項ですので、審議には時間をかけて、工事は先に行ってもかまわない内容です。

江成委員長

ではそういう取扱いで、設置者にあまり迷惑がかからないように進めることにしましょう。

(2) 大規模小売店舗立地法に基づく届出について

イ 【新設】(仮称) APPLE TOWN 南三陸 SC

事務局

※資料2に基づき説明

江成委員長

それでは今の説明について質問等がございましたらお願いします。

徳永委員

道路もまだ工事中という中で、2期にわたって仮の経路設定をして検討をしていただいて、きめ細かい対応をいただいています。

コミュニティバスも入れてもらい感謝しています。コミュニティバスの回し方は分かりますか。入るときはよいですが、出るときは出て行きにくいのかと思います。46ページの絵でいうと右側から来るバスは比較的スムーズに入れると思うのですが、左から来るバスはぐるっと回っていくのか、教えていただきたい。

設置者

コミュニティバスの停留所について、この位置で計画していますが、実際に敷地内で運行されるかは未定です。一応予定という形で書いています。コミュニティバスの経路はまだ決定していないので、予定という形ですが、入庫は町道側出入口から入って、駐車場中央の「駐車台数310台」と書いてある通路区画を通行して、コミュニティバス停留所に左折で停まるという形を予定しています。出るときは停留所から左折で出て、国道側出口を左折で出て、国道に流入します。

徳永委員

町道側から出入するということがありますか。

設置者

町道側から入るときは、国道側から出る計画です。

徳永委員

北方面に行くときは町道側から出て行くということなのでしょうか。

設置者

ルートが決定し、そういう形になる場合もあると思います。

徳永委員

いずれにしても、駐車場内をかなり走行するので、駐車する車にひっかかってなかなかスムーズに運行できないということも考えられるので、できるだけ駐車場内の走行距離が短くなるようなレイアウトができれば、それにこしたことはないです。それともう一つ心

配なのは、町道側入口から入る車と出て行く車が若干通りにくいのではないかなと思って
いまして。車の絵が書いてある図面があったのですが、何ページでしたか。

設置者

59ページになります。こちらの図は、出入口が町道側出入口1か所しかない場合の検
討を示しております。出入口が1か所しかなかった場合、駐車場内にも滞留するという
予測結果から、分散させて入出庫できるように国道側出入口にも出入口を作るという内容
になっています。

徳永委員

中での渋滞もいいのですが、「295」と書いてある下の車がありますよね。これが「4
9」という数字の下のところにシフトしなきゃいけないんですけど、心理的にはまっす
ぐ行きますよね。その時に、対向から入って来た車とぶつかってしまうということがある
ので、このあたりの微妙な角度をもう少しうまく作れないですか。

設置者

今回の計画地は国道から裏側の新井田川に向かって高低差のある敷地になっていまして、
町道側出入口1や駐車場の計画等を含めて、高低差を考慮して決まった配置です。ご指摘
のとおり交錯して危ないという懸念もございますので、混雑時などは誘導員等の配置によ
り、事故のないように対応したいと思います。

徳永委員

できれば誘導員を配置しなくて済むような、安全な設計にされるといいと思います。

江成委員長

路面に誘導の矢印を入れることは可能ですよね。

設置者

はい、可能です。

江成委員長

やれることはいろいろやって、トラブルが起きないように工夫してください。

設置者

わかりました。

江成委員長

他にはいかがでしょうか。

牧野委員

騒音の件についてお聞きしたい。Aのところでは基準超過しています。理由はなんですか。

設置者

51ページの経路2，自動車走行音のポイント3番が一番の原因となっています。

牧野委員

近いですからね。それだけで超えてしまうのですか。

設置者

はい。

牧野委員

荷さばきは基本的にはオーバーラップしているときもある訳ですね。ホームセンター棟，スーパーマーケット棟，ドラッグストア棟において，荷さばきや廃棄物収集車のリフトなどが同時に動くことを想定しているのですか。

設置者

計算上では同時に行う設定で計算しています。

牧野委員

ですが，Aで超えるのは，荷さばきの理由ではなくて，先ほどの経路2の3番目のポイントが近いからということですね。思ったより最大値が小さいと思いました。

設置者

最大値の基準を超えるというのは夜間10時以降になっていて，届出店舗においては10時以降の夜間の廃棄物，搬入作業は行わないので，夜間において影響はありません。

牧野委員

はい，分かりました。

江成委員長

他にはいかがでしょうか。

栗原委員

現在出店地はなにもない状態なのですか。住宅などはなく、新たに震災復興で開発されている地区で、現在は何もない状態なのでしょうか。

設置者

国道45号は造成され開通しています。計画地であるT47街区とその周辺については土を盛って造成中です。計画地西側の中央団地地区については現在住居が建設される状況です。

栗原委員

44ページの沿道ゾーンとは何ですか。沿道3、4、5はどういう状況になりますか。

設置者（南三陸町）

南三陸町より、復興の状況ということでお話させていただきます。資料の44ページをご覧ください。計画地の左右に赤い線が縦長に2本引かれているのですが、この赤い線で囲まれている部分が、被災市街地復興土地区画整理事業が行われている地域です。元々は旧市街地が広がっていた場所ですが、10m以上の津波で全て流出という形で、なにもないような状況となりました。左上に中央団地地区があり、住まい再建を進めているところで、概ね完了が見えてきているところです。この高台、山を切って、土を元の市街地に運んで、土地をかさ上げしております。かさ上げして元々あった土地の権利を動かして、区画整理事業をして新たに街区を作り直しています。国道45号の側にある大きな街区に沿道4、沿道5、沿道3というような土地利用の計画を立てておりまして、沿道ゾーンと呼んでおりますが、街区ごとに土地利用の目的を書かせていただいております。沿道3とか4というのは、区画整理事業上の土地利用の計画の名称、目的となります。

栗原委員

基本的には何をつくるものなのですか。

設置者（南三陸町）

ピンク色の部分が、商業形の土地利用をしていただきたいと考えているエリアです。基本的には民地ですので、町から指導することはないのですが、市街地の復興を考えて、地権者の皆様には商業的な土地利用をお願いしたいと話しています。

栗原委員

将来的にはこの辺に大規模店舗ができる可能性がありますか。そのような予定はありま

すか。

設置者（南三陸町）

地権者さんの持っている土地の面積がありますので、大きな店舗は難しいかもしれません。たとえば、スタンドやコンビニなど、大きな道路沿いで町民あるいはお越しになった方が使えるような商業施設を計画いただきたいと考えています。

栗原委員

ありがとうございます。

江成委員長

他にはいかがでしょうか。

徳永委員

かさ上げしていますが、L1は大丈夫としてもL2の際には避難しなくてはいけない区域なのかと思います。避難誘導はどうなっていますか。300台の車が一斉に動き出したら大変ということもありますので。

設置者（南三陸町）

町で防災計画を策定中です。当然店にお越しの方だけではなく、町には多くの観光客もいらっしゃいます。そういう方々をどうやって安全に避難させるのか、市街地に限らず町全体で防災計画を考えていかねばならないと思っております。防災計画はこれからなのですが、実際の運用として、中央団地地区は住宅ですのでL2対応です。志津川小学校は未被災の場所です。津波が来る際には基本的には徒歩で避難します。車で行く方についても、12m道路が中央団地地区の中にあり、交通軸ができていますので、それほど距離を走ることなく高台に避難することができると思っています。

徳永委員

時間的に余裕があったとしても、避難先に駐車スペースがないと、途中で止まってしまう、避難先まで行き着けないという現象も起こったりします。店側の避難誘導の計画をしっかり立てておかないと、ハード的には徒歩なら逃げられるということでも、いざとなると何が起るかわかりません。パニック状態になってしまったら、コントロールが効かないので。これから避難計画全体を作る際にも関係してくると思いますけど、よろしく願いしたいと思います。

江成委員長

他にはいかがでしょうか。

細かい話ですが、先ほど、コミュニティバス路線が決まっていないという話でしたよね。店としての希望ルートはありますか。

設置者

町道側出入口から入庫し、国道側出口から出庫する経路でお願いできればと考えています。全体ルートとの兼ね合いがあるので、南三陸町と調整しながら決定できればと思っています。

江成委員長

町道側から入れたいというのは店の方の希望ということですか。先ほどの説明で、町道側出入口から入ってきて、「駐車台数310台」と書いてあるところを通すということでした。なぜまっすぐに通さず、上、真ん中を通すのですか。

設置者

図面右側にありますスーパーマーケット棟から歩道が伸びているので、その歩道を横断せずにコミュニティバスが停留所に入庫できるように設定しました。

江成委員長

横断歩道を渡らないように、という意味ですか。

設置者

はい。

徳永委員

コミュニティバスの方はこのように入っていただくのですが、BRTが目前の45号を通っていくのですよね。その際にBRTの停留所をこの辺に設置する計画はないのですか。それなりのバス停施設の準備はできないのでしょうか。これは道路側の問題かなと思うのですが。そのあたりについて町の方からお願いします。

設置者（南三陸町）

町の方では基本的には職住分離、被災した区域は危険地域に指定して、商業、工業、観光的土地に利用します。住居は高台です。高台に住んでいる方が新しい商業地に買い物に来ます。必ずしも足がある方だけとは限らないので、住民の足となるコミュニティバスを、ウジエスーパーを含めて旧市街地に回す必要があると考えています。一方BRTはバスで運行しているとはいえ、あくまで鉄道であり、定時性が重要となっています。一定程

度、定時性が確保できる場所でないと営業は難しいです。参考までに44ページの資料で、ちょうど真ん中に中央団地地区内幹線道路と書いている場所がありますが、ここに新しい駅、停留所的なものですけれど、それを設けることとしています。このあたりにハブがあればいいのですが、町としては、観光交流拠点、新しいさんさん商店街ができる場所に交通のハブを準備しようと思っています。ですので、BRTでお越しになった方は中央団地の方を利用していただき、徒歩で来ていただくことを想定しています。

江成委員長

はい、ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

徳永委員

町道の方には歩道はないのですか。

設置者（南三陸町）

歩道はありません。

徳永委員

今のところから来られた場合は、国道の歩道を通して入る経路になりますか。

設置者（南三陸町）

はい。

設置者

46ページにおいて、オレンジ色の部分が敷地内の歩行者通路となっております。

徳永委員

オレンジのところから入れるのですね。はい、分かりました。

江成委員長

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではこの件については以上です。ありがとうございました。

- (3) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案について
イ 【新設】(仮称)ウジェスーパー利府NSC

事務局

※資料 3 に基づき説明

江成委員長

ただいまの説明について何かございますか。

徳永委員

前回審議の時、南側道路に注意が行きすぎていました。搬入車両と来客車両の動線が完全に分離されていると見ていたら、荷さばき車両が来客スペースをかなり使って方向転換することもあるって、スーパーマーケット棟の荷さばきも心配です。そこも含めて、搬入車両の安全確保について、もっと広めの意味に読めるように附帯意見を文言整理していただけるとよいと思います。

江成委員長

出入口①のところですね。

徳永委員

大きく影響するほどは出入りしないのですか。

事務局

荷さばきの時間帯については資料の 2 3 ページ、 2 4 ページに記載があります。

徳永委員

出入口①を使うのはスーパーマーケット棟ですよ。そうするとお昼に 8 トン車が入ってくるのですね。

江成委員長

夕方もそれなりに入ってきます。

徳永委員

8 トン車は早朝とお昼くらいですね。廃棄物収集車はそんなに大きくはないのですか。

江成委員長

そうだと思いますね。スーパーマーケットくらいであれば。

駐車台数は多くとっているようですから、方向転換するところの駐車台数を 1 台分 2 台分減らして安全確保するとか、時間帯によって閉鎖するとか、工夫できそうな感じがしま

す。

徳永委員

南側の緑のところを突っ込めば回れそうな気もするのですが。いずれ、歩行者だけでなく場内の車両等の安全確保について、注意喚起をお願いします。

江成委員長

来客用の車両と荷さばき車両との安全確保ですね。

徳永委員

歩行者も出入口①から出入する訳ですよ。ショートカットすると入ってしまうかもしれません。本来はオレンジ色の歩道を通ってほしいということですが。

事務局

趣旨は分かりましたので、附帯意見にさせていただきます。後で文案調整メールなどでやりとりをさせていただきます。歩行者のみならず、出入口①付近の駐車車両等を含む荷さばき車両の安全確保について、表現を考えさせていただきます。

江成委員長

はい。他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではこの件に関してはそのように取り扱います。ありがとうございました。

ロ 【新設】志津川地区観光・交流エリア商店街新築

事務局

※資料4に基づき説明

江成委員長

ただいまの説明について何かございますか。騒音の問題は24時間営業の場合だと、構造的に出てくる数ですね。

牧野委員

ただ90dB近いです。新幹線の騒音規制が85dBですから、新幹線が通ったときより大きいです。瞬間的ですけどね。ただ場合によっては150m離れていても気温や風の影響でびっくりするという事はあると思います。夜間にやらなければいいのですが。

江成委員長

コンビニだと夜間にやらない訳にはいかないのでしょうか。

牧野委員

他の店舗では荷さばき時間を朝7時から夜10時の間にやっていますが、ここは経路の関係なのか、夜間しかできないということです。幸い周りに住居が建たないということなので。

江成委員長

宮城県だけでなく全国的にもこういう問題はある訳ですよ。

事務局

調べた訳ではないですが、当然あることと思います。また、街の方だと配送所からお店が近いから時間をずらすことも可能かと思いますが、このあたりだと、例えば次は気仙沼に向かうとなると、朝7時以降に時間を変更できないのだらうと思います。

徳永委員

大店だと24時間営業の店舗が少ないから、あまり今まで見ていないけれど、コンビニ単独だと大店には関係ないですからね。

江成委員長

はい、ではよろしいでしょうか。

徳永委員

ちょっと別のところなのですが、28ページで見たときに、駐車場内の荷さばき施設1の真上のところに交通島、ゼブラゾーンがあって、普通だと逆回りですよ。交差しないようにこのように回したのだと思いますが、慣れた人なら問題ないですけど、来街者が突然来たときに間違いそうな気がして少し気になります。停止線を入れるなどで、一方通行であることがはっきり分かるよう工夫してほしいということを、口頭で伝えていただければと思います。

江成委員長

右側通行ですね。

徳永委員

少し気持ち悪いですよ。

江成委員長

仕方ないのでしょうか。

事務局

附帯意見ではなく、連絡をとる際に設置者へ伝えます。駐車場の造りについて、進路を勘違いしないように、一時停止を入れるなど工夫をして気をつけてくださいと伝えます。

徳永委員

路面標示で工夫するしかないと思います。

江成委員長

はい、ではそれでするしくお願いいたします。この件につきましては以上にしたいと思います。

ハ 【変更】イオン多賀城店

事務局

※資料5に基づき説明

江成委員長

ただいまの説明について何かございますか。

徳永委員

余裕があるということで実行上問題はないと思います。ですが、11日届出台数を越えることが分かっている、届出台数が少なくて本当にいいのか、どうもひっかかります。指針値より大幅に削っていますから。年間10日開放するなら、どうなの、という感じもしますが。言ってみただけで、いいと思います。

江成委員長

前回はそれに似たような議論をして、釈然としないところもありましたが、実績は実績だということでゴーサインを出したということです。

江成委員長

よろしいでしょうか。附帯意見ということで事業者にお伝えするという進めでもらうこととします。

(4) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案について
イ 【変更】みやぎ生活協同組合石巻大橋店

事務局

※資料6に基づき説明

江成委員長

ただいまのご説明についてなにかご意見等ありましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。それではご説明のとおりに進めていただきます。

ロ 【変更】ケーズデンキ大崎古川本店

事務局

※資料7に基づき説明

江成委員長

ただいまのご説明についてなにかご意見等ありましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。それではご説明のとおりに進めていただきます。

(5) その他

江成委員長

本日の議題は以上ですが、その他何かございますか。

事務局

事務局からよろしいでしょうか。次回の専門委員会につきましては、新年度の4月又は5月に開催させていただきたいと存じます。日程調整につきましては改めてご連絡させていただきます。それから委員の任期につきましては、現在の委員任期は平成29年5月19日までとなっております。つきましては、次回の委員会は現任期満了前に開催をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。それから、次期の委員就任のご意向などにつきましては、改めて今後個別にお話を伺いたいと存じますのであらかじめご承知おきください。事務局からは以上です。

3 閉会

江成委員長

本日の議題は全て終了いたしました。どうもご苦労さまでした。